

令和 5 年

市議会 1 2 月定例会議案

知 立 市

令和 5 年市議会 1 2 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
協 働	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
総 務	議案第 4 9 号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 5 0 号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 5 1 号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 5 2 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
生 涯	議案第 5 3 号	知立市体育施設条例の一部を改正する条例
文 化	議案第 5 4 号	知立市文化会館の指定管理者の指定について
	議案第 5 5 号	令和 5 年度知立市一般会計補正予算（第 7 号）
国 保	議案第 5 6 号	令和 5 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
長 寿	議案第 5 7 号	令和 5 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
水 道	議案第 5 8 号	令和 5 年度知立市水道事業会計補正予算（第 2 号）
下 水	議案第 5 9 号	令和 5 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

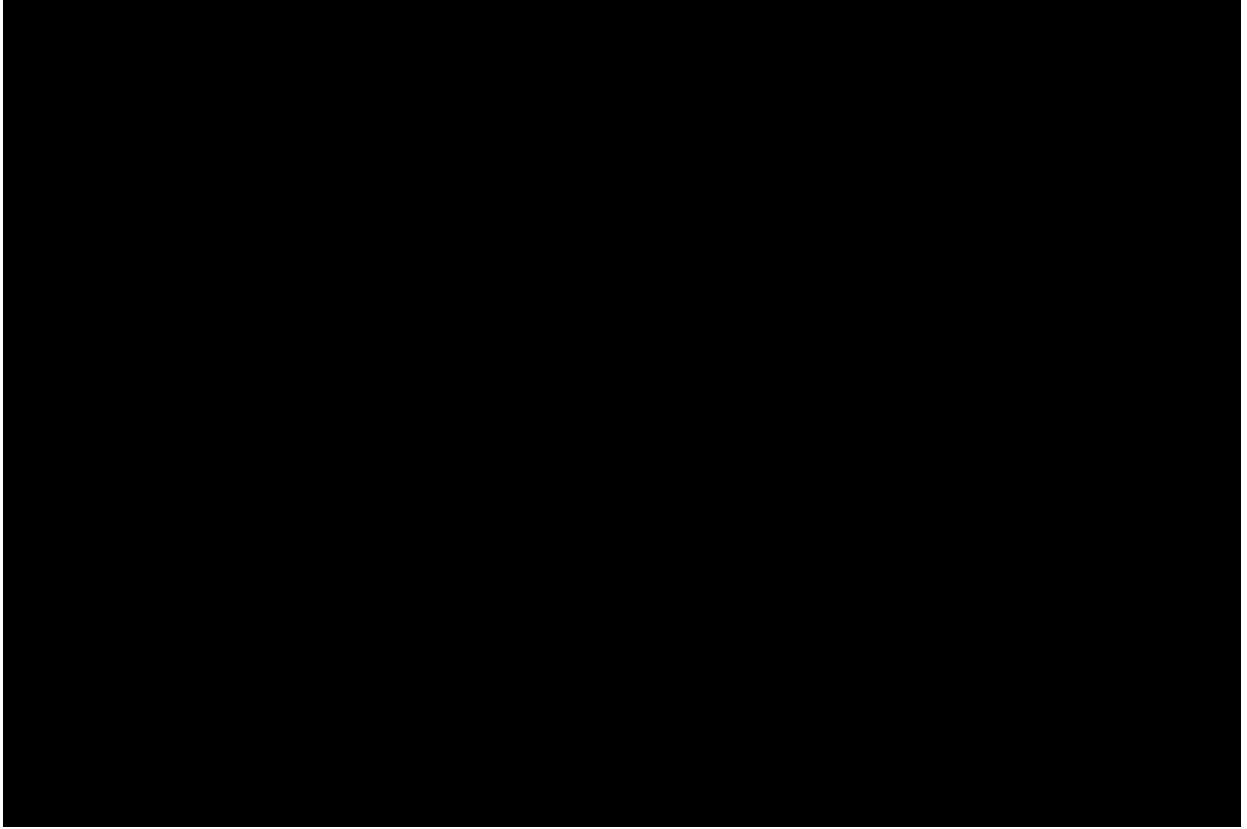
知立市長 林 郁 夫

記

住 所	██
氏 名	安 藤 美 智 子
生年月日	████████████████

略 歴

氏 名 安 藤 美 智 子



議案第 4 9 号

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
4 5 年知立市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「、6 月に支給する場合においては 1
0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「4 9 6, 0 0 0 円」を「4 9 7, 0 0 0 円」に改め、同条第 2
号中「4 2 6, 0 0 0 円」を「4 2 7, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「4 0 5,
0 0 0 円」を「4 0 6, 0 0 0 円」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号
の次に次の 1 号を加える。

(3) 常任委員会（予算・決算委員会を除く。）の委員長 4 1 7, 0 0 0 円

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月
に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末

手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

- ３ 改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、市議会議員の議員報酬の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 5 0 号

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市
条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「、6 月に支給する場合においては 1
0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように
改正する。

第 3 条第 1 号中「9 3 1，0 0 0 円」を「9 3 4，0 0 0 円」に改め、同条第
2 号中「7 7 2，0 0 0 円」を「7 7 4，0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「6
9 9，0 0 0 円」を「7 0 1，0 0 0 円」に改める。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月
に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用す
る。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 5 1 号

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは、「1 0 0 分の 6 7. 5」」を「「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 6 7. 5」と、「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」」に改める。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7. 5」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400

	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		

	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
	94		295,900	343,600					
	95		296,200	344,100					
	96		296,600	344,500					
	97		296,800	344,700					
	98		297,100	345,100					
	99		297,500	345,500					
	100		297,900	345,800					
	101		298,100	346,100					
	102		298,400	346,500					
	103		298,800	346,900					
	104		299,100	347,300					
	105		299,300	347,800					
	106		299,600	348,200					
	107		300,000	348,600					
	108		300,300	349,000					
	109		300,500	349,500					
	110		300,900	349,900					
	111		301,300	350,200					
	112		301,600	350,500					

	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 25 条に規定する職員を除く。

別表第 2（第 4 条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900

	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	

	74	222, 300	256, 300	287, 200	314, 100	
	75	222, 600	256, 700	287, 900	314, 600	
	76	223, 000	257, 100	288, 700	315, 000	
	77	223, 200	257, 400	289, 200	315, 200	
	78	223, 700	257, 800	289, 700	315, 500	
	79	224, 000	258, 200	290, 100	315, 800	
	80	224, 300	258, 600	290, 500	316, 100	
	81	224, 600	258, 900	290, 900	316, 400	
	82	224, 900	259, 200	291, 300	316, 700	
	83	225, 200	259, 500	291, 800	317, 000	
	84	225, 500	259, 700	292, 300	317, 300	
	85	225, 800	259, 900	292, 600	317, 500	
	86	226, 100	260, 100	293, 100	317, 900	
	87	226, 400	260, 400	293, 700	318, 200	
	88	226, 700	260, 700	294, 200	318, 400	
	89	227, 000	260, 900	294, 500	318, 600	
	90	227, 400	261, 100	295, 000	318, 900	
	91	227, 700	261, 400	295, 500	319, 200	
	92	228, 000	261, 600	295, 800	319, 500	
	93	228, 200	261, 900	296, 200	319, 700	
	94	228, 500	262, 200	296, 700	320, 000	
	95	228, 800	262, 500	297, 200	320, 300	
	96	229, 100	262, 700	297, 700	320, 500	
	97	229, 300	262, 900	298, 000	320, 700	
	98	229, 600	263, 200	298, 400	321, 000	
	99	229, 800	263, 400	298, 900	321, 300	
	100	230, 100	263, 700	299, 400	321, 500	
	101	230, 400	264, 000	299, 800	321, 700	
	102	230, 600	264, 200	300, 200		
	103	230, 900	264, 500	300, 500		
	104	231, 200	264, 800	300, 800		
	105	231, 500	265, 000	301, 100		
	106	232, 000	265, 200	301, 500		
	107	232, 300	265, 500	301, 900		
	108	232, 600	265, 700	302, 300		
	109	232, 800	266, 000	302, 600		
	110	233, 200	266, 300	303, 000		
	111	233, 600	266, 600	303, 400		
	112	233, 900	266, 800	303, 700		

	113	234, 100	267, 000	303, 900		
	114	234, 600	267, 300	304, 200		
	115	235, 100	267, 500	304, 500		
	116	235, 600	267, 700	304, 700		
	117	235, 900	268, 000	304, 900		
	118	236, 300	268, 300	305, 200		
	119	236, 700	268, 600	305, 500		
	120	237, 000	268, 900	305, 700		
	121	237, 400	269, 100	305, 900		
	122		269, 300	306, 200		
	123		269, 600	306, 500		
	124		269, 900	306, 700		
	125		270, 100	306, 900		
	126		270, 300	307, 200		
	127		270, 600	307, 500		
	128		270, 900	307, 700		
	129		271, 100	307, 900		
	130		271, 300	308, 200		
	131		271, 600	308, 500		
	132		271, 900	308, 700		
	133		272, 100	308, 900		
	134		272, 300			
	135		272, 600			
	136		272, 900			
	137		273, 100			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		194, 600	205, 700	224, 200	245, 000	275, 700

備考 この表は、技能及び労務的業務に従事する職員で、市長が定めるものに適用する。

第2条 知立市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の知立市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の知立市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案理由

この案を提出するのは、職員の給料の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 5 2 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第15項中「する。」を「、同条第3項各号列記以外の部分、第2号、第4号及び第6号中「(第1項)」とあるのは「(附則第15項の規定により読み替えて適用する第1項)」とする。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 5 3 号

知立市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市体育施設条例の一部を改正する条例

知立市体育施設条例（昭和 5 6 年知立市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「		
机	1 脚	3 0
」を		
「		
机	1 脚	3 0
空調設備（主競技場）	1 時間	2, 5 0 0
」に		

改め、同表備考第 3 項及び第 4 項を削り、同表備考に次の 3 項を加える。

- 3 主競技場の空調設備の使用料について、主競技場の 2 分の 1 の範囲内で空調設備を利用するときは、当該使用料の 2 分の 1 相当額とする。
- 4 主競技場の空調設備の使用料について、利用する時間が 1 時間に満たないとき、又は 1 時間未満の端数があるときは、これらの 1 時間未満の時間を 1 時間として計算する。
- 5 柔道場、剣道場又は会議室の空調設備の使用料について、利用する時間が 1 時間に満たないときは 1 時間として計算し、連続して 1 時間を超えて利用するときはその超える部分について 2 0 分（2 0 分には満たない場合は、2 0 分とする。）ごとに 1 0 0 円を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の知立市体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に知立市体育施設を利用する者について適用し、施行日前に当該施設を利用する者については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 2 に規定する空調設備（主競技場）の利用の許可については、施行日前においても行うことができる。
- 4 前項の規定により空調設備（主競技場）の利用の許可を受けた者からは、施行日前においても新条例に定める額の使用料を徴収することができる。

提案理由

この案を提出するのは、市民体育館主競技場への空調設備の設置に伴い必要があるからである。

議案第 5 4 号

知立市文化会館の指定管理者の指定について

下記のとおり知立市文化会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 施設の名称 知立市文化会館
- 2 指定管理者 知立市上重原町間瀬口 1 1 6 番地
一般財団法人ちりゅう芸術創造協会
理事長 佐 藤 豊
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

この案を提出するのは、知立市文化会館の指定管理者を指定するため必要があるからである。